

宇治武田病院
面会規程

(目的)

第1条 本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保と感染対策および安全管理の観点から、職員の管理のもと実施し、適切な面会の運用を定めることを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は月曜から土曜は13時から20時まで、日曜・祝日は10時から20時までとする。ただし、主治医が必要と判断した場合はこの限りではない。

(面会場所)

第3条 入院病棟の食堂談話室または、患者の病室（多床室ではベッドサイド）とする。

(面会可能な方)

第4条 原則として13歳(中学生)以上で、病院の規定や規則、職員からの指示を守れること。

(面会人数)

第5条 人数制限はないが、多人数で面会することはできない。

(面会受付)

第6条 病院の1階受付にて入館許可証を受け取り首から下げる。面会する病棟のスタッフに声をかけてから面会する。面会終了後は入館許可証を1階受付または正面玄関にある返却箱へ返却する。

(面会の条件)

第7条

- 1 患者本人または家族が面会を希望しない場合は面会することはできない。
- 2 病状や療養上の理由で、面会の制限がある場合は、制限内で面会おこなう。
- 3 面会者は発熱やのどの痛み違和感、かぜのような症状がある、激しい下痢や嘔吐など、感染症やその疑いのないこと。また、感染する恐れがなくなるまでは面会はできない。
- 4 院内の感染対策基準に準じた対策をおこなうこと。
 - ・面会者は、面会の前後または、必要時には手洗い、手指の消毒を行う。
 - ・手洗い、手指消毒、咳エチケットなどの公衆衛生を理解して、その取り組みに努める。
 - ・必要時には不織布マスク（サージカルマスク）または、高規格マスク（N95 マスク）、使い捨ての手袋、医療用ガウン・帽子などを病院職員の指示にしたがい着用をする。

(面会中の遵守事項)

第8条 面会者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療用設備や医療機器、医療用の物品等には触れない。
- (2) 面会する病棟、病室、食堂談話室、トイレ以外の場所へは立ち入らない。
- (3) 療養中の妨げにならないように院内では静かに過ごす。
- (4) 指定場所以外では携帯電話を使用しない。
- (5) 病院施設内では、写真や動画の撮影、録音は禁止する。
- (6) 面会中に飲食してはならない。また、長時間の面会はお控える。
- (7) 許可のない食べ物、飲み物を持ち込んではいない。
- (8) 療養上の妨げや危険となるもの、生花、動植物など持ち込んではいない。

(面会の制限)

第9条 当院および周辺地域で、安全を脅かす事象の発生または、その可能性のある場合。

季節性・流行性・新興感染症等の感染状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第10条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

(感染症流行時等の対応)

第11条 当院または周辺地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、管理会議の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

(規程の制定および見直し)

第12条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで管理会議の承認を得て決定する。

本規程は、2026年6月1日から施行する。